

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

※知ってほしい※

福祉の話

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

福祉課

第11回目は【民生委員・児童委員】についてです。

民生委員・児童委員は地域における相談・支援のボランティアです。県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱を受けます。任期は3年で、給与は支払われません。

◆民生委員は「民生委員法」で規定されており、地域（担当区域）において常に住民の立場に立って相談に応じ、高齢者や障がいのある方などの見守りや家庭訪問をはじめ必要な援助を行い、福祉事務所など行政機関とともに、社会福祉の増進に努める方々です。「児童福祉法」の規定で、児童委員を兼ねています。

◆児童委員は、子どもや妊産婦に対しての援助を行います。地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行います。

◆民生委員・児童委員の中には、子どもに関することを主に担当する、主任児童委員がいます（各地区2人で担当区域を持たない）。区域を担当する児童委員と一体となって個別援助、健全育成活動、子育て支援活動などを行います。

民生委員・児童委員活動の7つの働き

- ① **社会調査** 担当区域内の住民の実態や福祉に対する要望などを把握します。
- ② **相談** 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。

③ **情報提供** 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を提供します。

④ **連絡通報** 住民が、個々の福祉ニーズに応じたサービスが受けられるように、関係行政機関や施設、団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

⑤ **調整** 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

⑥ **生活支援** 住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦ **意見具申** 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

※民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や個人情報、プライバシーに関することがほかに漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

◆土岐市民生児童委員協議会は、市内9地区の民生児童委員協議会の連合体です。

各地区の民生児童委員協議会とその委員定数（うち2人は主任児童委員）は、次の通りです。

▷土岐津地区=25人 ▷下石地区=17人 ▷妻木地区=15人 ▷鶴里地区=10人 ▷曾木地区=7人
▷駄知地区=19人 ▷肥田地区=14人 ▷泉地区=25人 ▷泉西地区=18人 合計 150人

詳しくは、福祉課厚生介護係（内線164・165）へ。



家庭でできる健康保持・増進
カンタ
らちゅ
やん
の健康「高齢期の」

いつまでも元気で自分らしく過ごすためには、体の健康はもちろん、「こころの健康」も重要です。しかし年齢を重ねるにつれ、病気になる、家族や友人を亡くす、退職や子どもの独立、自分の役割が減るなど、喪失感や孤独感を抱くことが多くなります。こうした体験は「うつ」を引き起こす原因になりやすいといわれています。

初期に治療するなど、医学的に対処することが必要です。「毎日の生活に充実感がなく」「以前は楽にできていたことがおっくうに感じられる」など、気になる方はかかりつけ医師や専門の医療機関（精神科・心療内科など）へ相談しましょう。

○うつにならない日常生活のヒント

「疲れやすい」「意欲がわかない」など、いつもと違う自分に気付いたら、十分に休養し無理に何かをしようとしないなど、思い切つてペースダウンして休みましょう。頑張り過ぎないことが肝心です。周囲の人も、本人がゆっくり休めるように協力しましょう。

○相談窓口

▽東濃保健所健康増進課（☎1111・内線362）

▽福祉課障害・給付係（内線152）、高齢者係（内線159）